

次のとおり条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）を執行する。

令和7年5月23日

守口市長 瀬野 憲一

1 入札に付する事項

(1)	件 名	L G W A N－A S Pサービス利用契約
(2)	概 要	L G W A N－A S Pサービスの使用及び当該サービスを利用するための初期導入委託
(3)	履 行 期 間	契約締結日 ～ 令和10年7月31日
(4)	対 象 の 位 置	守口市京阪本通二丁目5番5号
(5)	支 払 方 法	一部完了払・毎月払
(6)	入 札 方 式	郵便入札

2 入札参加者に必要な資格

次に掲げる資格要件のすべてに該当し、かつ本市が認めた者であること。

(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
(2)	守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
(3)	守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
(4)	会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
(5)	民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
(6)	本入札の入札参加資格確認審査申請時において、本市物品等入札参加有資格者名簿に登録されていること。
(7)	地方税共同機構に認定委託先事業者として認定された業者であること。

3 入札スケジュール

内容		日程	
(1)	公 告 日	令和7年5月23日(金)	
(2)	質 問 受 付 期 間	令和7年5月30日(金)	12:00 まで
(3)	質 問 回 答 日	令和7年6月2日(月)	
(4)	申 請 受 付 期 間	令和7年6月5日(木)	12:00 まで
(5)	確 認 結 果 通 知 日	令和7年6月9日(月)	
(6)	入 札 受 付 期 間 《 必 着 》	令和7年6月10日(火)から 令和7年6月18日(水)まで	
(6)	開 札 日	令和7年6月19日(木)	10:00 入札室
(7)	契 約 予 定 日	落札決定日から7日以内(市の休日を除く。)	

- ・ 提出書類作成に係る留意点については、公告及び仕様書等を確認すること。
- ・ 入札参加資格申請、質問等については入札公告日から提出可能とする。
- ・ 書類の送付先及び受付場所については、「11 契約条項を示す場所」とする。
- ※ 申請受付期間
- ・ 持参する場合は、午前9時から午後5時30分まで(土、日、祝を除く。)
- ※ 入札受付期間
- ・ 入札受付期間以外に守口郵便局に到着した入札書は、無効とする。
- ・ 守口郵便局へ封筒を持ち込み、届けることはできるが、開札場所、入札担当課の窓口等に直接届けることはできない。

4 入札参加資格確認申請・確認結果通知

(1)	入札参加資格確認申請及び確認結果通知は、次のとおり行う。			
(2)	提 出 方 法	持参又は郵送(書留郵便に限る。郵送の場合は、提出期限必着)		
(3)	提 出 書 類	①	様式 1	入札参加資格確認申請書
(4)	確 認 結 果 通 知	入札参加資格の有無の確認後、その結果を通知する。 入札参加資格確認結果については、郵送する。併せてFAXにて通知するので、必ず受取確認のFAXを返信すること。 (様式自由)		
(5)	入 札 参 加 停 止	入札参加資格確認申請書その他添付書類に虚偽の説明をした場合は、入札参加停止措置を行う場合がある。		

5 入札上の注意

(1)	入札書の記載方法	入札金額は、消費税及び地方消費税抜きで記載のこと。 (課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記載。)	
(2)	契約金額の決定	契約決定にあたっては、入札書記載金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。	
(3)	入札回数	2回	
(4)	入札の無効	開札時において、次のいずれかに該当する入札は無効とする。	
		①	「2 入札参加者に必要な資格」を有していない者のした入札
		②	本告示文書、守口市競争入札心得、入札参加資格確認結果通知書その他本入札に関する書類に定める入札条件に違反した入札
(5)	長期継続契約	地方自治法施行令第167条の17及び守口市長期継続契約に関する条例第2条第4号に基づく長期継続契約 本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、守口市役所はこの契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る守口市役所の歳出予算において減額又は削除があった場合には、この契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、受注者は変更又は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。 本案件は、予算成立前に準備行為として行う入札である。市議会において、本案件の契約金額を支払うための歳出予算が成立しなかった場合は、落札決定した後であっても契約を締結しないものとする。この場合において、本入札に要した費用については入札参加者の負担とし、市に請求することはできない。	

6 入札時の内訳書の提出

(1)	要件	①	提出の要否	必要
		②	指定様式	あり
		③	内訳書の提出が必要な場合において、内訳書の提出がない入札は無効とする。(年割明細書が必要な場合は、内訳書として扱う。)	
		④	入札金額と内訳書の金額が合致しない場合、本入札とは関係ない案件の内訳書を提出した場合については、内訳書の提出がない入札とみなす。	

7 質問の受付及び回答

(1)	質 問 方 法	①	提出書類の作成に係るもの及び仕様書等に対して質問がある場合は、質問書を提出すること。
		②	送信件名は、「LGWAN-ASPサービス利用契約質問」とすること。
		③	E-mail 又はFAXで担当あてに送付すること。
		④	回答期日を過ぎて、回答が無い場合は担当に確認すること。
(2)	回 答 方 法	①	本市ホームページに掲載する。 回答に対する再質問は受け付けない。

8 必要書類について

(1)	各種様式等については、市のホームページからダウンロードすること。
-----	----------------------------------

9 契約手続

(1)	入札保証金の納付は、守口市契約規則第6条第2号の規定により免除する。ただし、落札者が落札者の責により契約を締結しなかった場合は、落札金額（単価契約の場合は、見積単価に予定数量を乗じて得た金額）（税込）の100分の3に相当する金額を損害賠償金として徴収する。
(2)	落札者は、契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の100分の10に相当する額（千円未満切り上げ）の契約保証金を納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第21条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
(3)	契約代金の支払いについては、一部完了払・毎月払とする。
(4)	契約書を作成する。ただし、契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額）が100万円を超えない契約の場合は、契約書を作成しないことがある。

10 その他

(1)	提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
(2)	市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
(3)	入札参加者は、本告示文書、守口市競争入札心得、入札参加資格確認結果通知書その他本入札に関する書類を熟読し、十分に理解したうえで、入札に参加しなければならない。
(4)	書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

11 契約条項を示す場所

(1)	場 所	守口市役所 総務部課税課
(2)	担 当	藤岡
(3)	住 所	〒570-8666 大阪府守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号
(4)	電 話	06-6992-1458
(5)	F A X	06-6993-5578
(6)	メールアドレス	shuzei@city.moriguchi.lg.jp